

平成30年7月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

バッテリー（リチウムイオン、草刈機用）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うちバッテリー（リチウムイオン、草刈機用）1件、扇風機1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
（うちリチウム電池内蔵充電器1件、延長コード1件、
靴（ルームシューズ）1件、USBケーブル1件、電気こんろ1件、
換気扇1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社スカイブルーが輸入したバッテリー（リチウムイオン、草刈機用）について（管理番号：A201800183）

①事象について

株式会社スカイブルー（法人番号：6140001053382）が輸入したバッテリー（リチウムイオン、草刈機用）を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の過充電により出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2015年（平成27年）4月28日にウェブサイトへ情報を掲載し、対象製品について無償製品交換を実施しています。

③対象製品：商品名、機種・型式、販売時期、対象台数

商品名	機種・型式	販売時期	対象台数
スチールコードレス草刈機	KT-505AL	2013年7月 ～	1,878
ナイロンコードレス草刈機	KT-305AL	2014年4月	

2015年（平成27年）4月28日からリコール（無償製品交換）を実施
回収率：56.0%（2017年10月3日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201800183）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）の件数は、本件のみです。

<対象製品の確認方法>

コードレス草刈機の付属バッテリーに貼付されたラベルを御確認ください。

バッテリーラベルの記載は
KUMAS リチウム
7.2V 電池 Battery Pack
CHARGING TIME: 2HR



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社スカイブルー

電話番号：06-6429-8588

受付時間：9時～17時（平日）

ウェブサイト：<http://www.s-blue.net/recall.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800183	平成30年6月23日	平成30年7月5日	バッテリー(リチウムイオン、草刈機用)	BP-72AL	株式会社スカイブルー (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の過充電により出火に至ったものと考えられる。	宮城県	平成27年4月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:56.0%
A201800185	平成30年3月	平成30年7月5日	扇風機	EGF-1550-WK	バルミューダ株式会社	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品のモーターヘッド部を支える部品が破損し、左腕を負傷した。 現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年6月27日 平成29年2月6日から自主回収を実施
A201800190	平成30年6月28日	平成30年7月6日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	PVN-550(京セラ株式会社ブランド)	富士電機株式会社 (京セラ株式会社ブランド)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800184	平成30年5月12日	平成30年7月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	平成30年6月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A201800186	平成30年4月26日	平成30年7月6日	延長コード	火災	当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年6月28日
A201800187	平成30年1月16日	平成30年7月6日	靴(ルームシューズ)	重傷1名	当該製品を履いて階段を降りていたところ、転倒し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年7月2日
A201800188	平成30年6月23日	平成30年7月6日	USBケーブル	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800189	平成30年6月22日	平成30年7月6日	電気こんろ	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A201800191	平成30年6月24日	平成30年7月6日	換気扇	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

扇風機（管理番号:A201800185）



パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）（管理番号:A201800190）

